

## ○甲賀市教育支援委員会規則

平成26年1月29日

教育委員会規則第6号

改正 平成29年3月28日教委規則第12号

甲賀市就学指導委員会規則（平成17年甲賀市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号）第3条の規定に基づき、甲賀市教育支援委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第4条 委員会は、委員会の業務を円滑に推進するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会には部会長を置き、部会委員の互選により定める。

（調査員）

第5条 委員会は、専門部会の業務を円滑に推進するため、必要に応じ調査員を置くことができる。

（守秘義務）

第6条 委員及び調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を

退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年教委規則第12号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。